

12/14
福井

伊方3号 運転差し止め

広島震災後高裁で初

四国電力伊方原発☆NEWSの言葉=3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを求める広島市の住民らが申し立てた仮処分の即時抗告審で、広島高裁は13日、運転を差し止める決定をした。直ちに効力を待つ。対象期間は来年9月30日まで。3号機は定期検査中で、四国電力が来年1月に稼働を再開する計画は事実上不可能となり、政府や電力会社の原発再稼働方針には再び大きな打撃となつた。【4面に裏層深層、8面に関連記事】

東京電力福島第一原発事故後、原発の再稼働や運転を禁じる高裁敗訴の司法判断は初めて。四国電は高裁に異議と決定の効力を一時的に止める執行停止を申し立てる。

「火碎流が到達する可能性が0%の距離にある原発を重視する」といはざれ、「立地には小さい」といはざれ、立地には

- 四国電力は伊方原発3号機を2018年9月30日まで運転してはならない
- 火山の影響に関し、伊方原発が新規基準に適合するとの原子力規制委員会の判断は不合理
- 過去の阿蘇カルデラの噴火で火碎流が原発敷地に到達した可能性が十分小さいとはいはず、立地として適さない
- 原発から約100km離れた原発の住民にも広域被災の危険の恐れが推定される」とした。差し止めの期間は、広島裁で争われている差し止め訴訟で本格的な審理を経た結果、迅速に判断する仮処分と異なる結論が出る可能性を

なじ火山と原発の立地を巡る議論にも一石を投じそうだ。高裁決定は、原子力規制委員会が安全性を審査する内規として策定した「火山影響評価ガイド」を基に、四国電が実施した伊方原発内の地質調査やシミュレーションを検討。約9万年前の阿蘇カルデラ噴火で火碎流が原発敷地内に到達した可能性が小さいとはいえないとして、四国電の想定は過小だと判断した。火山の噴火による危険について、原発の新規基準に適合するとした規制委の判断は

不合理だと指摘し「住民の生命、身体に対する具体的な危険の恐れが推定される」と

考慮した。

原発から約100km離れた広島市の住民にも広域被災の危険の恐れを認めており、福井県の関係や四国電の地震、津波想定などには合理性があると判断し、申し立てを却下していた。

伊方3号機は昨年8月に再稼働し、現在は定期検査中で

に送電を再開、同2月20日に

営業運転に入る見通しだった。

た決定よりも範囲が拡大した。

3月の広島地裁決定は新基準や四国電の地震、津波想定などには合理性があると判断し、申し立てを却下していた。

伊方3号機は昨年8月に再

稼働し、現在は定期検査中で

に送電を再開、同2月20日に

営業運転に入る見通しだった。

